

コミュニティ助成(宝くじ助成)の制度について

1. コミュニティ助成(宝くじ助成)とは

日本宝くじ協会の配分金により運営される一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成(宝くじ助成)制度では、宝くじの社会貢献広報事業として、集会施設やコミュニティ活動備品の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、活力ある商店街づくりや地域の国際化の推進及び地域文化への支援等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するための事業を行っています。



2. 助成メニューと助成額(令和9年度)

助成事業名	助成対象経費	助成額
①一般コミュニティ助成事業	コミュニティ活動に直接必要な設備(建築物、消耗品は除く)の整備に要する経費	100～250 万円
②コミュニティセンター助成事業	集会所等の施設の建設及びその施設に必要とされる備品(一般コミュニティ助成事業との併用は不可)に要する経費。土地の取得・造成、既存施設の購入・撤去・解体処理、外構工事に要する経費は対象外。	総事業費の 5 分の 3 以内 (上限 2,000 万円)

※助成額は 10 万円単位で、10 万円未満は切り捨て(自己負担)となります。

※②以外は補助率 100%

【重要】 【令和9年度変更点】

以下の事業は令和9年度より、事業を廃止(申請受付不可)します。

- ・青少年健全育成助成事業
- ・コミュニティセンター助成事業のうち「大規模修繕事業」
(新築・建替えは従来通り申請受付可能です。ご注意ください)

3. 助成事業の参考例

- ・参考例に記載されていても、審査により認められない場合があります。

① 一般コミュニティ助成事業

	区 分	助成対象となるもの	認められないもの
1	生活環境、美観の維持	芝刈り機、草刈機、エアコン等	公衆トイレ、車両（乗用式のトラクター・ステップ式草刈機等） 埋込型エアコン
2	健康の管理・増進	トレーニング用具、健康管理器具等	医薬品、衛生用品等 新型コロナウイルス対策備品
3	生活安全の確保の推進	防犯灯（但し、ポールを新設しての取付け）、パトロール用品等（※1）	・「既存電柱への防犯灯取付」は基本的に不可 ・車両に搭載する目的の備品（無線機等）、防犯カメラ ・照明器具等のうち電球のみの整備
4	お祭り・運動会等コミュニティ行事	太鼓、おみこし、山車、ハッピ、テント、組立式やぐら、提灯など	・左の物品でも、お寺や神社の所有となる物品購入は認められません。 ・動力の付いた屋台、山車等 ・一般調理器具
5	文化・学習活動	視聴覚機器、音響機器、机・椅子、パソコン、コピー機等	・地域性のない楽器類（軽音楽器、ピアノ等） ・PC アプリケーションソフト（パソコンと一体となっているものは対象）
6	体育レクリエーション活動	スポーツ用具、遊具、照明施設	・自転車、基礎のある倉庫、グラウンド整備
7	その他	掲示板、屋外放送設備等 基礎工事（アンカー工事を含む）の伴わない簡易倉庫・収納庫・物置等（※2）	・建物と実質一体とみなせるもの（畳、カーペット、襖、アコーディオンカーテン、太陽光パネル） ・防災目的の備品

※1 防犯灯の設置等土地を要する場合は、土地登記簿謄本及び公図の添付が、申請時に必須となります。

※2 「小規模で外部から荷物の出し入れができ、かつ内部に人が立ち入らないものであり、土地に固着していないもの1個まで」（簡易な固定方法であっても地面に固着させたものは対象外）。

② コミュニティセンター助成事業（県内上限 3 件までの申請）

- ・集会所等の新設、建物登記費用、設計監理料は対象となります。
- ・地方自治法第 260 条の 2 に定める認可地縁団体名義での建物の保存登記が必要です。

4. よくある質問

Q 1 : 「宝くじ助成」の申請をしたいのですが。

A 1 : 宝くじ助成の申請は名張市長名で行いますので、申請書は市で作成します。基礎的コミュニティ及び地域づくり組織では、購入備品の見積書やカタログの写し（カラー）等の各種書類を全て A 4 縦サイズで揃えていただきます。また、土地に構造物等を設置する場合には、土地所有者の承認と土地登記簿謄本等も必要です。申請書提出後も、別途書類の提出をお願いしたり、内容の確認のために連絡させていただく場合があります。

Q 2 : 実際には、誰が事業をするのですか。（備品は誰が買うのですか）

A 2 : 事業の採択を受けた基礎的コミュニティや地域づくり組織が事業を行います。

Q 3 : 助成金は先にもらえますか。

A 3 : 助成金は後払いです。採択された物品等の購入確認や、広報活動のための宝くじマークの貼付状況等を市が確認します。当初の計画どおり事業を実施（物品等の購入）がされていることが確認できたら、実績報告書（納品書や領収書を添付）と請求書を提出していただき、それから約 1 ヶ月後に基礎的コミュニティや地域づくり組織の口座に助成金を振込みます。

Q 4 : 集会所の傷んだ床や壁を直したり、駐車場の舗装をしたいのですが。

A 4 : 「②コミュニティセンター助成事業」は、新築を対象としており、修繕工事は対象外になります。

Q 5 : 夏祭りのイベント費用を申請したいのですが。

A 5 : 夏祭りの備品（太鼓、提灯、やぐら、はっぴ等）購入の場合は申請できます。ただし、夏祭り実施にかかる費用などの申請はできません。

Q 6 : ボランティア団体や NPO は申請できないのですか？

A 6 : ボランティア団体や NPO などは申請できません。この助成はコミュニティ団体（基礎的コミュニティ、地域づくり組織）に限られます。コミュニティ団体であっても、戸別負担がなく、事業（イベント）収入や市町からの補助金で成立している団体は申請できません。

Q7：助成額はいくらですか。自己負担額はいくらですか。

A7：助成金額の範囲内であれば全額助成されますが、10万円単位での助成ですので10万円未満の端数は基礎的コミュニティや地域づくり組織の自己負担となります。

※「②コミュニティセンター助成事業」の助成額・自己負担額については、1ページ目の「助成メニューと助成額」をご参照ください。

5. 次年度コミュニティ助成（宝くじ助成）のスケジュール

時 期	内 容
令和8年 8月	事前相談受付（8月20日（木）～9月7日（月）まで）
9月18日（金） まで	基礎的コミュニティ、地域づくり組織が申請書類を作成・提出（書類提出後も、内容確認のために追加書類の提出をお願いする場合があります。）
10月初旬	市が助成申請書を作成し、県に提出
令和9年 4月	・一般財団法人自治総合センターより助成決定通知が市に届く ・採択・不採択の結果を市より通知 ・採択された助成額について、市の6月補正予算で要求
6月下旬	・（6月補正予算可決後）補助金交付申請書類を作成
7月上旬	補助金交付承認を市より通知→着手届を市に提出
7月中旬以降 ～ 令和10年2 月末まで	・事業の実施（備品の購入等） ・実績報告書の提出 ・完了の現地検査 ・助成金の支払い ・広報なばりに事業内容の掲載